

答 申 第 1 1 2 号

三重県情報公開・個人情報保護審査会
答申

令和8年6月

三重県情報公開・個人情報保護審査会

1 審査会の結論

県の機関が行った決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、審査請求人が令和 7 年 8 月 13 日付けで個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき行った職員対応の記録等に係る保有個人情報開示請求（以下「本請求」という。）に対し、三重県知事（以下「県の機関」という。）が令和 7 年 8 月 27 日付けで行った保有個人情報の開示をする旨の部分開示決定、保有個人情報の開示をしない旨の決定（不存在）及び本請求の一部を補正したうえで令和 7 年 9 月 2 日付けで行った保有個人情報の開示をしない旨の決定（不存在）について、取消しを求めるものである。

3 開示又は不開示決定の内容

本請求においては、以下の 4 点について、開示請求及び請求に対する決定が行われている。

- ① 県土整備部が審査請求人に送付した「県土整備部職員の対応について」が公文書なのか分かる証拠の公文書における審査請求人に関する情報について、県の機関は同文書を決裁した書類の開示を行っている。
- ② 公文書の改ざんや事実の隠ぺいにつながるような公務を行ってもよいと定めた規則等について、県の機関は不存在としている。
- ③ 「県土整備部職員の対応について」の作成に至った経緯・調査内容・聴き取り対象者の回答における審査請求人に関する情報について、県の機関は被聴取者の役職、氏名、聴き取り内容を不開示としている。
- ④ 職員の対応に関する音声データを持っている旨を審査請求人から聞いた後、県土整備部内での審査請求人に対する対応方針の変更に関する文書における審査請求人に関する情報について、県の機関は不存在としている。

4 審査請求人の主張

審査請求書、反論書及び意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、概ね次のとおりである。

ア 開示請求された文書に、通常公文書で記載される文書番号や問合せ先の記載がない等県土整備部は公文書の改ざんや事実の隠蔽に繋がるような公務を行っている。このような隠蔽に繋がる体制と実際に隠蔽や不正を「よし」としている内部規定等があるはずなので、開示すべきである。

イ 実際に審査請求人が県の職員から危害を加えられた事案に関する全貌の解明ができるように全ての公文書を隠蔽しないで開示すべきである。審査請求人が証拠の音

声データがあるので確認してほしい旨を要請したら、県土整備部は審査請求人にしきりに連絡をとりはじめており、そのことについての報告や対応指示に関する文書も存在するはずである。

ウ 事案の調査に関しては黒塗りにされており内容は開示されていない。不祥事に関する調査は終わっており黒塗りにする理由は見当たらない。隠蔽はやめて黒塗りをなくし、全部開示すべきである。

5 県の機関の説明要旨

審査請求人が主張する上記4ア～ウについて、県の機関の主張を総合すると、次の理由により本決定は妥当というものである。

アのような内部規定等は存在しないため、不開示としている。

イについては、保有個人情報の特定を行い存在するものについては全て開示する旨の決定を行っている。

また、審査請求人から本事案に係る音声データがある旨を知った後、音声データの確認のため日程調整に向け、連絡をとることがあったものの対応を変えたという事実はない。当該音声データがあることについては、口頭で情報共有を行っており、日程調整についても文書を作成しておらず、実際に当該音声データを聞いたわけでもなく、それにかかる報告書や記録も残っていない。

ウについて、審査請求人に対する県土整備部職員の対応に関して関係職員に聴き取り調査を行った概要を開示することにより今後聴き取り調査を行う際、被聴取者が率直な意見を述べることを躊躇する可能性があり、将来同種の事務事業を行う際に支障を及ぼすおそれがあるため、被聴取者の役職、氏名、聴き取り内容は、法第78条第1項第7号に該当するため不開示とした。

今回の聴き取り調査は、審査請求人から県土整備部内の職員の対応により怪我を負わされたとの訴えがあったことから事実確認を行ったものである。このような調査を行う場合に最も重要なことは、当時の出来事のできる限り客観的かつ詳細に聴き取ることであり、そのためには被聴取者から率直な意見や情報等を聴き出すことが不可欠である。

一般的に、被聴取者は、自身の氏名や意見等が開示されるとは考えておらず、だからこそ、自身が実際に見聞きしたことを包み隠さず率直に話すことができる。例え被聴取者の同僚など、関係者の不利益となる情報であったとしても、自身の氏名や意見等が開示されることはないという心理的な安全性が担保されているからこそ、聴き出すことができるものである。

その一方で、自身の氏名や意見等が開示される可能性があるという前提のもとでの聴き取りであれば、被聴取者は、説明の要求や非難を受けることを危惧し、率直な意見等を述べることを躊躇したり、調査への協力を拒んだりするおそれがあり、必要な情報を得ることが困難となる。

以上のことから、将来想定される同種の聴き取り調査に著しい支障を及ぼすおそれがあること、さらに今回においては、審査請求人から被聴取者に対して聴取内容に対する説明の要求等が直接行われる可能性も考えられることから、被聴取者の役職、氏名、聴

き取り内容を非開示とした判断は適当であると考える。

6 審査会の判断

当審査会は、審査請求人及び県の機関の主張を具体的に検討し、法を適正に解釈して、以下のとおり上記4、5のア～ウについて順次判断する。

(1) アについて、不開示決定を行った妥当性

アについて、審査請求人の主張は上記3②の開示請求に関するものであるが、県の機関は本請求に係る規定等は作成していないと主張する。

そもそも、県の規定等は個人情報に該当するものではない。さらに、通常、公文書の改ざんや隠蔽は違法なことであり、違法なことを是とする規定等が社会通念上作成されるとは考えづらい。よって、アに係る県の機関の判断及び決定は妥当である。

(2) イについて、本決定の妥当性

イについて、審査請求人の主張は、上記3①～④のすべての開示請求に関するものであるが、上記3②に関する部分については、上記6(1)の判断のとおりである。

上記3①及び③に関する部分については、県の機関は、保有個人情報を特定し、存在するものについては、開示決定を行っているとして主張する。

開示決定がされた保有個人情報の他に対象となる保有個人情報をうかがわせるような事情も認められない以上、当審査会としては、県の機関には、他に対象となる保有個人情報は存在しないと判断せざるを得ない。

上記3④に関する部分については、県の機関は、音声データの確認のための日程調整に向け、連絡をとることがあったものの対応を変えたという事実はなく、当該音声データがあることについては、口頭で情報共有を行っており、日程調整についても文書を作成しておらず、実際に当該音声データを聞いたわけでもないため、それにかかる報告書や記録も残っていないという説明であった。この県の機関の説明には不自然不合理な点はない。

よって、イに係る県の機関の判断及び決定は妥当である。

(3) ウについて、部分開示を行った妥当性

ウについて、審査請求人の主張は、上記3③の開示請求に関するものであるが、県の機関は法第78条第1項第7号に該当するとして一部不開示を主張する。

法第78条第1項第7号は、事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては、不開示としている。

県の機関は、「被聴取者の役職、氏名、聴き取り内容」が開示される情報である場合、被聴取者が率直な意見を述べることを躊躇する可能性があり、将来同種の事務事業を行う際に支障を及ぼすおそれがあるため、被聴取者の役職、氏名、聴き取り内容は、法第78条第1項第7号に該当すると主張する。

確かに、県の機関の主張のとおり、自身の氏名や意見等が開示される可能性があるという前提のもとでの聴き取りであれば、被聴取者は、説明の要求や非難を受けることを危惧し、率直な意見等を述べることを躊躇したり、調査への協力を拒んだりするおそれがあり、必要な情報を得ることが困難となることが推察され、必要な情報を得ることが困難となる蓋然性は高いと考えられる。

したがって、法第 78 条第 1 項第 7 号に該当するとして不開示とした県の機関の判断及び決定は妥当である。

(4) 結論

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙 1 審査会の処理経過のとおりである。

別紙 1

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
R 7 . 1 2 . 8	・ 諮問書及び弁明書の受理
R 7 . 1 2 . 1 6	・ 県の機関に対して対象公文書の提出依頼
R 7 . 1 2 . 2 4	・ 審査請求人から反論書の受理 ・ 審査請求人から口頭意見陳述の申出
R 8 . 1 . 1 3	・ 県の機関に対して、意見書の提出依頼 ・ 審査請求人に対して、意見書の提出依頼
R 8 . 4 . 2 3	・ 書面審理 ・ 審査請求人の口頭意見陳述 ・ 県の機関の補足説明 ・ 審議 (令和 8 年度第 1 回第 2 部会)
R 8 . 5 . 2 0	・ 審議 (令和 8 年度第 2 回第 2 部会)
R 8 . 6 . 1 7	・ 審議 ・ 答申 (令和 8 年度第 3 回第 2 部会)

三重県情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
※会 長 (第二部会部会長)	名 島 利 喜	三重大学人文学部教授
会長職務代理者 (第一部会部会長)	三 田 泰 雅	四日市大学総合政策学部教授
委 員	須 川 忠 輝	同志社大学政策学部准教授
委 員	田 中 亜 以	司法書士
委 員	田 中 三 貴	三重弁護士会推薦弁護士
※委 員	伊 藤 綾 香	株式会社三十三総研
※委 員	小 川 友 香	税理士
※委 員	渡 邊 功	三重弁護士会推薦弁護士

なお、本件事案については、※印を付した委員によって構成される部会において主に調査審議を行った。